## 資料3-2

取扱注意

# 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

### 特定事業の選定(素案)

本資料は現時点のモニタリング基本計画書(素案)であり、 今後変更される可能性があります。

令和2年3月●日

(令和元年 12 月 25 日版)

宮城県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき,水道用水供給事業(大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業),工業用水道事業(仙塩工業用水道事業,仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業),流域下水道事業(仙塩流域下水道事業,阿武隈川下流流域下水道事業,鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業)の3事業における,PFI法に基づく公共施設等運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので,第11条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月●日

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

#### 1. 事業概要

#### (1) 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

#### (2) 事業の対象となる公共施設等

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産(取水施設,導水 施設,浄水施設及び送水施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産(取水施設, 導水施設, 浄水施設及び送水施設)の一式(管路等を除く)
- 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産(取水施設, 導水施設,浄水施設及び配水施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産(取水施設及び配水施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産(取水施設,導水施設,浄水施設及び配水施設)の一式(門沢取水堰,芋沢沈砂池,麓山浄水場における着水井及び管理棟,並びに管路等を除く)
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産(排水施設及び処理施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産(排水施設及 び処理施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産(排水施設及び処理 施設)の一式(管路等を除く)
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産(排水施設及び処理 施設)の一式(管路等を除く)

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

#### (4) 事業方式

本事業は、PFI法第16条<sup>1</sup>の規定に基づき、運営権者(PFI法第9条第4号<sup>2</sup>に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。)に対して運営権設定対象施設((2)に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。)に係る公共

<sup>1</sup> 第 16 条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

<sup>2</sup> 第9条第4号 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)

施設等運営権 (PFI法第2条第7項³に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。)を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。

#### (5) 事業期間

本事業並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業(以下,本事業と総称して「本事業等」という。)の事業期間(以下「本事業期間」という。)は、令和4年4月1日から令和24年3月31日までを予定している。ただし、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権の設定を受けた運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、最長5年間、事業期間を延長することができる。

なお,運営権の存続期間は,運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とし,本事業期間の延長があった場合を含め,運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

#### (6) 本事業等の業務内容

本事業等の範囲は、以下の1)から3)に掲げるものとする。

#### 1) 義務事業

- ① 経営に関する業務
- ② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務
- ③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務
- ④ 本事業用地(運営権設定対象施設が立地する土地をいう。以下同じ。)及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務
- ⑤ 土地, 建築物及び工作物等貸付業務
- ⑥ 関連業務

#### A) 水道用水供給事業

- ・県の要請に応じた水質計測機器の保守点検・修繕・改築
- ・市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築

#### B)工業用水道事業

- ・工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務
- C) 流域下水道事業

-

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 第2条第7項 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

- ・県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥 の受入及び適正処理
- ・県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査
- ・県の要請に応じた大雨時溢水対応
- ・研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力

#### 2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境 負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水 準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

#### 3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの 負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権 設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行う ことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を 与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の 責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場 合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

- ① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業
- ② 県内市町村及び一部事務組合が事業主体である水道事業及び下水道事業等に 関わる事業
- ③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務

#### (7) 事業の費用負担

運営権者は、以下1)~3)及び実施契約に別途定める場合を除き、本事業等の実施

に要するすべての費用を負担するものとする。

#### 1) 流域下水道事業の改築に係る費用負担

流域下水道事業における改築に係る費用4は、実費精算5を行うものとする。

# 2) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更による新たな設備投資に係る費用負担

法令等又は県条例若しくは県の計画変更により,新たな設備投資が必要となる場合,当該設備投資に係る費用は県が負担する。

#### 3) 関連業務に係る費用負担

関連業務に係る費用は、当該業務の要請者が負担する6。

#### (8) 利用料金

本事業期間中,県は業務分担に応じた額を料金等として収受し、運営権者は,業務分担に応じた額をPFI法第2条第6項に規定する利用料金として収受するものとする。

実施契約とは別に県及び運営権者が締結する契約に基づき,県は,運営権者を代行して,利用料金を県が収受する料金等と併せて徴収する。

県は、徴収した利用料金を一定期間保管し、運営権者に送金する。

٠

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 費用は、国交付金のほか、流域関連市町村からの建設負担金(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 第 31 条の 2 の規定に基づく建設に要する費用の市町村の負担金)等を充てるものとする。

<sup>5</sup> 実費精算は、改築発注単位で行う。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。

#### 2. 評価の内容

#### (1) 評価の方法

本事業のうち義務事業のみを対象として、県が自ら実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額と、PFI事業として運営権者が実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額とを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記に加えて、本事業等をPFI事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

#### (2) 定量的な評価

#### 1) 前提条件

県が自ら実施する場合及びPFI事業として運営権者が実施する場合の予定事業費の算定にあたり設定した主な前提条件は以下のとおりである。

なお,これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者 の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表 1 前提条件の比較

項目	県が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合	
共通	事業期間:20年		
	水量(水道用水供給事業):令和11年度までについては、各市		
	町村との覚書別表に示された年度別需給水量を採用した。令		
	和11年度以降については、各市町村計画における人口増減率		
	と同水準で推移するものと想定した。		
	水量(工業用水道事業):令和2年度の契約水量(見通し)が		
	継続するものと想定した。		
	排水量(流域下水道事業):令和10年度までについては、各市		
	町村の計画水量を採用した。令和10年度以降については、各市		
	町村計画における人口増減率と同水準で推移するものと想定		
	した。		
県職員給与費	県における計画値に基づき算	業務の減に伴い一定の減員が	
	定した。	実現するものとして算定し	
		た。	
経費	県における計画値に基づき算	効率化により一定のコスト削	
	定した。	減が実現するものとして算定	
		した。	

項目	県が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合
		また, 運営権者が実施するこ
		とによる特有の費用(SPC
		の運営費, 支払保険料, 公租公
		課等)を考慮した。
改築に係る費用	実耐用年数を考慮して,一定	発注時期の創意工夫による最
	のサイクルで更新が発生する	適化及び新たな技術の導入等
	ものとして算定した。	により一定のコスト削減が実
		現するものとして算定した。
支払利息	県における計画値に基づき算	運営権対価を公的資金補償金
	定した。	免除繰上償還に充当すると想
		定し、これに伴う支払利息の
		減を考慮した。

#### 2) 評価結果

県が自ら実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額と、PFI事業として運営権者が実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額とを比較した結果、247億円の縮減が期待できることが確認された。

#### (3) 定性的な評価

本事業等をPFI事業として実施することにより,以下に示すような定性的効果を期待することができるとともに,3事業の基盤強化を図ることができる。

#### ① 3 事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営の実現

運営権者が本事業期間を通じて3事業一体運営を行うことにより、事業の全体最適を目指した長期的視点に基づく計画的な運営を行うことが期待できる。

#### ② 本事業期間にわたる不断の見直しによる質の向上と効率的な運営

運営権者が性能発注の考えに基づき、本事業期間にわたり3事業における経営、維持管理、改築の各業務について、運営権者が一括して運営することにより、各業務間の有機的な連携や新たな技術や運営ノウハウの活用等による不断の見直しを見込むことができ、質の向上と効率的な運営が期待できる。

#### ③ 必要な人材の確保及び育成、地域社会への貢献

運営権者が長期にわたる運営を行うことにより,運営に必要な人材の確保や,専門技術及び経営手法の継承による人材育成が期待できる。また,地元企業との連携,

地元人材の雇用など、地域の持続的な発展に貢献することが期待できる。

#### (4) 総合評価

本事業を、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、本事業期間に わたり、県が自ら実施したときと比べ、事業費総額を247億円縮減することが期待 できる。また、定量的な効果だけでなく、定性的な効果についても期待することが できる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。